

著作権法の一部を改正する法律案新旧対照条文

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 著作隣接権</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 実演家の権利（第九十条の二・第九十五条の三）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第五節 有線放送事業者の権利（第百条の二・第百条の五）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第七節 実演家人格権の一身専属性等（第百一条の二・第百一条の三）</p> <p>第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録（第百一条・第百四条）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 著作隣接権</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 実演家の権利（第九十一条・第九十五条の三）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第五節 有線放送事業者の権利（第百条の二・第百条の四）</p> <p>第六節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第七節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録（第百一条・第百四条）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各</p> |

号に定めるところによる。

一〇十九 (略)

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をす  
る手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。

二十一・二十二 (略)

二〇九 (略)

（著作物の発行）

第三条 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる

号に定めるところによる。

一〇十九 (略)

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第六項に規定する著作隣接権（以下この号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をす  
る手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。

二十一・二十二 (略)

二〇九 (略)

（著作物の発行）

第三条 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる

相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。第四条の二及び第六十三条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者によつて作成され、頒布された場合（第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

2・3（略）

（レコードの発行）

第四条の二 レコードは、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第九十六条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条において準用する第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。第四章第二節及び第三節において同じ。）を得た者によつて作成され、頒布された場合（第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

（保護を受ける実演）

第七条 実演は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演

相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。同条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者によつて作成され、頒布された場合（第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

2・3（略）

（新設）

（保護を受ける実演）

第七条 実演は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一～五（略）

（新設）

イ 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下「実演・レコード条約」という。）の締約国において行われる実演

ロ 次条第四号に掲げるレコードに固定された実演

七 (略)

イ (略)

ロ 次条第五号に掲げるレコードに固定された実演

ハ (略)

(保護を受けるレコード)

第八条 レコードは、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 二 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード

イ 実演・レコード条約の締約国の国民（当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの

五 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード

イ・ロ (略)

六 (略)

六 (略)

イ (略)

ロ 次条第四号に掲げるレコードに固定された実演

ハ (略)

(保護を受けるレコード)

第八条 レコードは、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 二 (略)

(新設)

四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード

イ・ロ (略)

五 (略)

(著作隣接権)

第八十九条 実演家は、第九十条の二第一項及び第九十条の三第一項に規定する権利(以下「実演家人格権」という。)並びに第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項に規定する権利並びに第九十五条第一項に規定する二次使用料及び第九十五条の三第三項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

2・3 (略)

4 有線放送事業者は、第百条の二から第百条の五までに規定する権利を享有する。

5 (略)

6 第一項から第四項までの権利(実演家人格権並びに第一項及び第二項の二次使用料及び報酬を受ける権利を除く。)は、著作隣接権という。

第二節 実演家の権利

(氏名表示権)

第九十条の二 実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有する。

2 実演を利用する者は、その実演家の別段の意思表示がない限り、

(著作隣接権)

第八十九条 実演家は、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項に規定する権利並びに第九十五条第一項に規定する二次使用料及び第九十五条の三第三項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

2・3 (略)

4 有線放送事業者は、第百条の二から第百条の四までに規定する権利を享有する。

5 (略)

6 第一項から第四項までの権利(第一項及び第二項の二次使用料及び報酬を受ける権利を除く。)は、著作隣接権という。

第二節 実演家の権利

(新設)

その実演につき既に実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示することができる。

3 実演家名の表示は、実演の利用の目的及び態様に照らし実演家はその実演の実演家であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるとき又は公正な慣行に反しないと認められるときは、省略することができる。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示するとき。

二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演の実演家名の表示を省略することとなるとき。

(同一性保持権)

第九十条の三 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を

(新設)

受けないものとする。

2 前項の規定は、実演の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変又は公正な慣行に反しないと認められる改変については、適用しない。

(録音権及び録画権)

第九十一条 (略)

2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物(音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。)に録音する場合を除き、適用しない。

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合(当該放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行った場合を除く。)には、当該実演(第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

(録音権及び録画権)

第九十一条 (略)

2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾(第一百三十九条において準用する第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この節及び次節において同じ。)を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物(音をもつぱら影像とともに再生することを目的とするものを除く。)に録音する場合を除き、適用しない。

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合(当該放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行った場合を除く。)には、当該実演(第七条第一号から第五号までに掲げる実演で著作権の存続期間内のものに限る。次項及び第三項において同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

|   |  |
|---|--|
| <p>2 前項の規定は、<u>実演家等保護条約の締約国</u>については、当該締約国であつて、<u>実演家等保護条約第十六条1(a)(i)の規定に基づき実演家等保護条約第十二条の規定を適用しないこと</u>としている<u>国以外の</u>国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている<u>実演に係る実演家</u>について適用する。</p>  | <p>2 前項の規定は、<u>実演家等保護条約の締約国</u>であつて、<u>実演家等保護条約の規定に基づき実演家等保護条約第十二条の規定を適用しないこと</u>としている<u>国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家</u>については、適用しない。</p> |
| <p>3 (略)</p> <p>4 第一項の規定は、<u>実演・レコード条約の締約国</u>(<u>実演家等保護条約の締約国を除く。</u>)であつて、<u>実演・レコード条約第十五条(3)の規定により留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家</u>については、当該留保の範囲に制限して適用する。</p> | <p>3 (略)</p> <p>3 (新設)</p> <p>4・5 (略)</p>  |
| <p>5・6 (略)</p> <p>7 第五項の団体は、権利者から申込みがあつたときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならない。</p> <p>8 第五項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。</p>                        | <p>6 第四項の団体は、権利者から申込みがあつたときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならない。</p> <p>7 第四項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。</p>        |
| <p>9 文化庁長官は、第五項の団体に対し、政令で定めるところにより、第一項の二次使用料に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。</p>   | <p>8 文化庁長官は、第四項の団体に対し、政令で定めるところにより、第一項の二次使用料に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。</p>                            |
| <p>10 第五項の団体が同項の規定により権利者のために請求することができる二次使用料の額は、毎年、当該団体と放送事業者等又はその</p>   | <p>9 第四項の団体が同項の規定により権利者のために請求することができる二次使用料の額は、毎年、当該団体と放送事業者等又はその</p>   |

団体との間において協議して定めるものとする。

11) (略)

12) 第七十条第三項、第六項及び第七項並びに第七十一条から第七十条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。

この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあるのは、「当事者」と、第七十二条第二項中「著作物を利用する者」とあるのは「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは「同条第五項の団体」と、第七十四条中「著作権者」とあるのは「第九十五条第五項の団体」と読み替えるものとする。

13) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第十項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法をを用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

14) 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

(貸与権等)

第九十五条の三 (略)

2・3 (略)

4 第九十五条第五項から第十四項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用する。この場合において、同条第十項中「放送事業者等」とあり、及び同条第十二項中「第九十五条第一項の放送

団体との間において協議して定めるものとする。

10) (略)

11) 第七十条第三項、第六項及び第七項並びに第七十一条から第七十条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。

この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあるのは、「当事者」と、第七十二条第二項中「著作物を利用する者」とあるのは「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは「同条第四項の団体」と、第七十四条中「著作権者」とあるのは「第九十五条第四項の団体」と読み替えるものとする。

12) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第九項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法をを用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

13) 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第四項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

(貸与権等)

第九十五条の三 (略)

2・3 (略)

4 第九十五条第四項から第十三項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用する。この場合において、同条第九項中「放送事業者等」とあり、及び同条第十一項中「第九十五条第一項の放送

事業者等」とあるのは、「第九十五条の三第三項の貸レコード業者」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、前項において準用する第九十五条第五項の団体によつて行使することができる。

6 第九十五条第七項から第十四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

(商業用レコードの二次使用)

第九十七条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合(当該放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行った場合を除く。)には、そのレコード(第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作権隣接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2 第九十五条第二項及び第四項の規定は、前項に規定するレコード製作者について準用し、同条第三項の規定は、前項の規定により保護を受ける期間について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。

事業者等」とあるのは、「第九十五条の三第三項の貸レコード業者」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、前項において準用する第九十五条第四項の団体によつて行使することができる。

6 第九十五条第六項から第十三項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

(商業用レコードの二次使用)

第九十七条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合(当該放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行った場合を除く。)には、そのレコード(第八条第一号から第三号までに掲げるレコードで著作権隣接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2 第九十五条第二項の規定は、前項に規定するレコード製作者について準用し、同条第三項の規定は、前項の規定により保護を受ける期間について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。

|  |  |
|--|--|
| <p>3 (略)</p> <p>4 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項の団体について準用する。</p>   | <p>3 (略)</p> <p>4 第九十五条第五項から第十三項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項の団体について準用する。</p>   |
| <p>(貸与権等)</p> <p>第九十七条の三 (略)</p>   | <p>(貸与権等)</p> <p>第九十七条の三 (略)</p>   |
| <p>2、4 (略)</p> <p>5 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第三項の報酬及び前項において準用する第九十七条第三項に規定する団体について準用する。この場合においては、第九十五条の三第四項後段の規定を準用する。</p> | <p>2、4 (略)</p> <p>5 第九十五条第五項から第十三項までの規定は、第三項の報酬及び前項において準用する第九十七条第三項に規定する団体について準用する。この場合においては、第九十五条の三第四項後段の規定を準用する。</p> |
| <p>6 (略)</p> <p>7 第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第五項中「第九十五条第六項」とあるのは、「第九十五条第七項」と読み替えるものとする。</p>                        | <p>6 (略)</p> <p>7 第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第五項中「第九十五条第五項」とあるのは、「第九十五条第六項」と読み替えるものとする。</p>                        |
| <p>(送信可能化権)</p> <p>第九十九条の二 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。</p>                                    | <p>(新設)</p>  |
| <p>(送信可能化権)</p> <p>第一百条の四 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有する。</p>   | <p>(新設)</p>  |

(有線テレビジョン放送の伝達権)

第百条の五 (略)

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

第百一条 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時に始まる。

- 一 実演に関しては、その実演を行つた時
- 二 (略)
- 三 放送に関しては、その放送を行つた時
- 四 (略)

2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもつて満了する。

- 一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時
- 二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年)を経過した時
- 三 放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時
- 四 有線放送に関しては、その有線放送が行われた日の属する年の

(有線テレビジョン放送の伝達権)

第百条の四 (略)

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

第百一条 著作隣接権の存続期間は、次の各号に掲げる時に始まり、

当該各号の行為が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時をもつて満了する。

- 一 実演に関しては、その実演を行なつた時
  - 二 (略)
  - 三 放送に関しては、その放送を行なつた時
  - 四 (略)
- (新設)

翌年から起算して五十年を経過した時

第七節 実演家人格権の一身専属性等

(実演家人格権の一身専属性)

第一百一条の二 実演家人格権は、実演家の一身に専属し、譲渡することができない。

(実演家の死後における人格的利益の保護)

第一百一条の三 実演を公衆に提供し、又は提示する者は、その実演の実演家の死後においても、実演家が生存しているとしたならばその実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該実演家の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録

(実演家人格権との関係)

第一百一条の二 前条の著作隣接権の制限に関する規定(同条第三項の規定を除く。)は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(著作隣接権の譲渡、行使等)

(新設)

(新設)

(新設)

第七節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録

(新設)

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは、「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二又は第百条の四」と読み替えるものとする。

(差止請求権)

第百十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権

第百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは、「第九十二条の二第一項又は第九十六条の二」と読み替えるものとする。

(差止請求権)

第百十二条 著作者、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 著作者、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又はもつぱら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権

、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為

二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を情を知つて頒布し、又は頒布の目的をもつて所持する行為

2 (略)

3 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 二 (略)

4・5 (略)

(名誉回復等の措置)

第百十五条 著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。

(著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置)

又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為

二 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を情を知つて頒布し、又は頒布の目的をもつて所持する行為

2 (略)

3 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 二 (略)

4・5 (略)

(名誉回復等の措置)

第百十五条 著作者は、故意又は過失によりその著作者人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者であることを確保し、又は訂正その他著作者の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。

(著作者の死後における人格的利益の保護のための措置)

第百十六條 著作者又は実演家の死後においては、その遺族（死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）は、当該著作者又は実演家について第六十條又は第百一條の三の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第百十二條の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第六十條若しくは第百一條の三の規定に違反する行為をした者に対し前條の請求をすることができる。

2 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順序とする。ただし、著作者又は実演家が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順序とする。

3 著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後（その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後）においては、その請求をすることができない。

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害した者（第三十條第一項（第百二條第一項において準用す

第百十六條 著作者の死後においては、その遺族（死亡した著作者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）は、当該著作者について第六十條の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第百十二條の請求を、故意又は過失により著作者人格権を侵害する行為又は第六十條の規定に違反する行為をした者に対し前條の請求をすることができる。

2 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順序とする。ただし、著作者が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順序とする。

3 著作者は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者の死亡の日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後（その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後）においては、その請求をすることができない。

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十條第一項（第百二條第一項において準用する場合を含む。

る場合を含む。)に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者又は第百十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)

二 (略)

第百二十条 第六十条又は第百一条の三の規定に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 営利を目的として、第百十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

第百二十四条 法人の代表者(法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

( )に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者又は第百十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)

二 (略)

第百二十条 第六十条の規定に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 営利を目的として、第百十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

第百二十四条 法人の代表者(法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

|   |  |
|---|--|
|   |  |
| <p>一 第一百十九条第一号（著作者人格権又は実演家人格権に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第一百十九条第一号（著作者人格権又は実演家人格権に係る部分に限る。）若しくは第二号又は第一百二十条から第一百二十二条まで各本条の罰金刑</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>一 第一百十九条第一号（著作者人格権に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第一百十九条第一号（著作者人格権に係る部分に限る。）若しくは第二号又は第一百二十条から第一百二十二条まで 各本条の罰金刑</p> <p>2・3 (略)</p> |

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>（適用除外）</p> <p>第二十五条 第十一条第一項第三号、第十三条、第十四条、第十五条（使用料規程に係る部分に限る。）、第二十三条及び前条の規定は、次の各号に掲げる団体が第三条の登録を受けて当該各号に定める権利に係る著作権等管理事業を行うときは、当該権利に係る使用料については、適用しない。</p> <p>一 著作権法第九十五条の三第四項において準用する同法第九十五条第五項の団体 同法第九十五条の三第一項に規定する権利</p> <p>二 （略）</p> | <p>（適用除外）</p> <p>第二十五条 第十一条第一項第三号、第十三条、第十四条、第十五条（使用料規程に係る部分に限る。）、第二十三条及び前条の規定は、次の各号に掲げる団体が第三条の登録を受けて当該各号に定める権利に係る著作権等管理事業を行うときは、当該権利に係る使用料については、適用しない。</p> <p>一 著作権法第九十五条の三第四項において準用する同法第九十五条第四項の団体 同法第九十五条の三第一項に規定する権利</p> <p>二 （略）</p> |